

パソコンがウイルスに感染? 偽の警告に注意!

ネットを利用中に突然「ウイルス感染、サポート窓口
に連絡」と警告が出たので、慌てて電話すると「除去費用
5万円を払うように」と言われた。

(相談者：70歳代 男性)

偽のサポート窓口に誘導し、サポート
料金をプリペイド型電子マネーで、次々
と支払わせる手口が増えていきます。

警告画面の電話番号には、慌てて
連絡をしないでください。



⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ 警告の画面や音は、まず偽物か疑う!
- ✓ 警告が表示されても、慌てずにパソコンの電源を切る!
- ✓ 判断できなければ、周りに相談!



声援を力に変えて

年末年始消防特別警戒の一環として、12月28日に青葉消防署にて副市長からの激励をいただきました。副市長の熱い応援の言葉により、全員がさらに士気を高め、地域の安全確保に努める決意を新たにしました。12月20日から1月4日まで、各班は青葉区内で巡回警戒を実施し、地域住民が安心して年末年始を過ごせるよう全力で取り組みました。

1/5 青葉区消防出初式

地域防災の決意を新たに

大迫力の出初式だったね

令和7年1月5日に青葉公会堂で開催された青葉区消防出初式は、天候に恵まれ、多くの方々にご来場いただきました。第1部の式典では、防火防災に貢献した方々が表彰され、力強いまじい振込みやはしご乗りが行われました。第2部では、青葉区総合庁舎第2駐車場にて、消防団車両の行列行進や消防総合演技、一斉放水などが披露され、ヘリコプターも加わり、消防力が実演されました。

2/8 ヘリコプター離着陸航空支援訓練

区内にヘリコプターが着陸したよ!

飛行場外離着陸場が区内に3か所あり、この日は「日本体育大学横浜・健志台キャンパス陸上競技場」にヘリコプターが飛んできました。ヘリコプター到着前は、ダウンウオッシュ（吹き下ろされる風）に備えて着陸地点に十分な散水をして砂埃等の飛散防止に備えます。また、参加した学生団員がヘリコプターからの傷病者搬送活動をしました。これで、いつヘリコプターが飛んできて安心だね!

2024 9/2 ラッピング自動販売機

自動販売機を活用した消防団員募集の新しい広報

青葉区もえぎ野に青葉消防署駐車場に、消防団募集のラッピングバンダー（自動販売機）を設置いたしました。これを通じて、消防団に興味を持ってくださる方が増えることを期待しています。地域の安全を守るために、私たちと一緒に活動しませんか？消防団への参加は、貴重なスキルや経験を得るだけでなく、地域コミュニティへの貢献にもつながります。



今後も増設予定だよ

自動販売機できたよ~!

消防団は、災害対応訓練と資器材点検を日々行い、防災指導も実施しています。



地域に根差す

青葉消防団通信

2025.03 Vol.12

火を消して、笑顔を増やせ！ 青葉消防団2024年の挑戦

青葉消防団通信は、青葉消防団が発行する広報誌で、地域の安全を守るための活動を紹介しています。

ホームページからデータをダウンロードして手軽に閲覧できます。最新号では、2024年に行ったさまざまな訓練や活動の情報が満載です。詳細はぜひホームページでご確認ください。



二次元コードからダウンロードして見てね★



消防団員募集中

炎を消すのは、あなたのハートだ!

地域の安全を守るために、あなたの力が必要です。防災活動や救助活動に興味のある方、私たちと一緒に地域のために力を尽くしてみませんか？まずは二次元コードをチェック!!

お問合せ 青葉消防署 045-974-0119

横浜市消防団





AOBA 消防団 2024



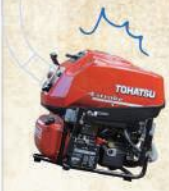
4/14 新入消防団員教育研修 消防団の未来を担う新たな力々

青葉消防署で新入消防団員の教育研修が行われました。研修では、消防団の基礎知識から始まり、礼儀や規律、ホースの取り扱いなどの実践的な技術を学びました。全員が一丸となって研修に取り組む姿が印象的で、その熱意が伝わってきました。



10/20 遠距離送水訓練 遠距離送水の技術とチームワーク

日本体育大学横浜・健志台キャンパスの野球場周辺で、震災時に消火栓が使用できない状況を想定した訓練を実施しました。ポンプ4台を使用し、ホースを35本つなぎ合わせて約全長700メートルになる遠距離送水システムを構築し、効率的に水を送る手順や迅速に設置・運用する技術を習得しました。この訓練は、災害時における消防団の対応能力を高めることを目的としており、実際の火災現場を再現したシナリオで行われました。参加者たちは真剣な表情で訓練に取り組み、実践的な技術を磨く貴重な機会となりました。



6/16.23 消防団専科教育「機関科」 実践的スキルを身につける

消防車両や機器の操作を学びました。まず、青葉消防署でポンプ操作とホースの取り扱いを学び、その後、青葉自動車学校で消防車両の運転技術やトラブルシューティングを習得しました。これらの講習と訓練を通じて、実際の現場で即戦力として活躍するための技能を身につけました。特に、消防車両の誘導は交通事故を防ぐために重要なスキルの一つです。



9/29 情報受伝達訓練

迅速な対応を支える情報受伝達訓練

震災時の無線指示訓練を実施しました。今回は、災害専門に加え、救急専門も含めた訓練を行い、多様な状況に対応するスキルを高めました。より一層、消防署と消防団の連携が強まりました。



消防団の対応能力を強化



実戦力を高める訓練完了!

11/3 区民まつり

防災を学びながら楽しむ

青葉区役所および青葉消防署周辺で青葉区民まつりが開催されました。消防団はブースを設け、カプセルトイや子ども用防火服を展示し、子どもたちは防火服を着て写真撮影などを楽しみました。また、ステージでは石川能登の復興へのメッセージを込めた青葉区消防団広報ソング「はたらく消防団」を熱唱しました。地域の皆様との交流を通じて、消防団としての使命と責任を改めて実感しました。これからは地域の安全を守るために頑張っていきたいと思えます。



地域の絆を実感できたよ

11/16 震災対応連携訓練会

【震災対応の連携を強化】

横浜市消防訓練センターで、消防団と消防署が連携し、大規模火災などの緊急時における対応力を高めるための模擬訓練が行われました。消防車両で出動した可搬式ポンプの消防団、ポンプ車の消防署、徒歩で出動した消防団との三方向から連携送水を行いました。震災時に起こりうる想定訓練は勉強になります。



GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）は、令和7年3月19日に開催2年前を迎えます。これを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」の更なる機運の醸成を図ります。

引き続き、GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えています。ぜひ、ご期待ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！	
・車体広告（ラッピングトレイン）	【運行期間】 3月上旬～5月末（予定）
・車内広告（アドトレイン）	【運行期間】 2月下旬～3月末（予定）
都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！	
・カウントダウンボードの設置	【設置期間】 3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）
・会場周囲の仮囲いの装飾	【実施期間】 3月19日～当面
横浜都心部や会場周辺駅の装飾	
・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、 元町・中華街駅、瀬谷駅 等	【実施期間】 3月初旬から順次実施予定
・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅	
・階段広告：新横浜駅、馬車道駅	

*詳細は、別添「令和7年3月4日 記者発表資料」をご覧ください。

「GREEN×EXPO 2027」開催まであと2年！ 横浜の街なかを彩り、開催への期待感を高めていきます

令和7年3月19日に、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催2年前を迎えます。それを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」のさらなる機運の醸成を図ります。



〈開催2年前限定デザイン〉

1 「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！

横浜市営地下鉄において初のラッピングトレインを運行！その他にも、横浜市内に乗り入れる鉄道各社の車内を「GREEN×EXPO 2027」のデザインで彩り、「GREEN×EXPO 2027」の認知度を高めます。

- (1) 車体広告（ラッピングトレイン）
 - ・横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）
 - 【運行期間】3月上旬～5月末（予定）
- (2) 車内広告（アドトレイン）
 - ・相鉄線（全編成）、横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）、JR京浜東北・根岸線（1編成）
 - 東急線（5編成）、京急線（1編成）、シーサイドライン（2編成）
 - 【運行期間】2月下旬～3月末（予定）（各線により時期が異なります）



〈横浜市営地下鉄車体広告イメージ〉



〈車内広告イメージ〉

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



2 都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！

GREEN×EXPOの地元瀬谷区や旭区、新幹線の発着駅である新横浜駅にGREEN×EXPO仕様のカウンタダウンボード等を設置します。また、開催2年前限定の新たなデザインにより街なかを彩り、開催2年前の祝祭感を演出します。

(1) カウンタダウンボードの設置

- ・瀬谷駅北口広場、三ツ境駅ペDESTロリアンデッキ、新横浜駅交通広場
- 【設置期間】3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）



〈カウンタダウンボード 設置イメージ〉

(2) 会場周囲の仮囲いの装飾

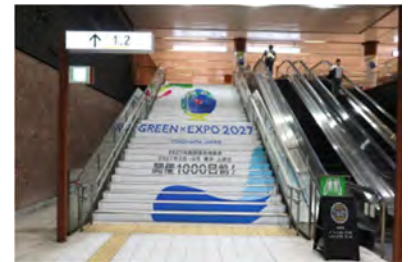
- ・GREEN×EXPO 2027の会場となる旧上瀬谷通信施設の工事現場の仮囲いを、市内の中学生がGREEN×EXPOをイメージして描いた絵画やGREEN×EXPOデザインで装飾
- 【実施期間】3月19日～当面



〈仮囲い 装飾イメージ〉

(3) 横浜都心部や会場周辺駅の装飾

- ・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、元町・中華街駅、瀬谷駅 等
 - ・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅
 - ・階段広告：新横浜駅、馬車道駅
- 【実施期間】3月初旬から順次実施予定



〈馬車道駅 階段広告イメージ〉

2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の概要

開催場所 : 神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）
開催期間 : 2027年3月19日（金）～ 2027年9月26日（日）
テーマ : 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域 : 約100ha（内、会場区域80ha）
クラス : A1（最上位）クラス（AIPH承認＋BIE認定）
参加者数 : 1500万人（有料来場者数：1,000万人以上）



公式マスコットキャラクター
「トウクトウク」

©Expo 2027

お問合せ先

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長 古市 悟志 TEL:045-671-4866



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



新たなパスポート（2025年旅券）の発給と申請手続等の変更点について【情報提供】

1 趣旨・概要

令和7年3月24日申請分以降、偽造・変造対策を大幅に強化した新たなパスポート（2025年旅券）の発給が始まるとともに、申請手続等が変更されます。申請から交付までの日数や申請手数料が変わるほか、これまでの切替申請に加え、新規申請においてもオンライン申請をご利用いただけるようになります。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 パスポート申請手続等の変更点（令和7年3月24日申請分以降）

(1) 「2025年旅券」の導入

ア 偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」の発給が開始されます。顔写真ページがプラスチック基材となり、レーザーで印字・印画されます。

イ 現行、各都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、「2025年旅券」は国立印刷局で集中的に作成された後、各都道府県旅券事務所に配送されます。そのため、パスポート申請から交付までにかかる日数が以下のとおり変更されます。

窓 口	現 行	変更後 (3/24申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル2階)	6日間	9日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内1階)	8日間	11日間

※パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。

(2) オンライン申請の利便性が向上

ア 切替申請のみ可能であったオンライン申請が新規申請にも拡充され、ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能になります。オンライン申請をしていただくと、来庁は受取時の一回のみで済みます。(これまでどおり紙の申請書による窓口での申請もできます。)

※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。

イ オンライン申請では戸籍の情報がシステムにより連携されるため、戸籍謄本の提出が不要になります。

ウ 申請手数料が変更され、オンライン申請の場合は窓口申請に比べて 400 円安くなります。

申請方法		現 行	変更後 (3/24 申請分から)
10年有効 パスポート	窓口	16,000 円	16,300 円
	オンライン		15,900 円
5年有効 パスポート	窓口	11,000 円	11,300 円
	オンライン		10,900 円

横浜市パスポートセンターWEB ページ

2次元コード→



市民局パスポートセンター
担当 田嶋、入江
電話 045-671-9580 /FAX 045-671-9590
メール sh-passport-sb@city.yokohama.lg.jp

3月24日申請分からパスポートが変わります！

1 「2025年旅券」の導入【安全に！】

- (1) **2025年3月24日申請分**から、**偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」**の発給が開始されます。
 - ▶ 現行、申請者から申請を受理した都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、2025年旅券は国立印刷局で集中的に作成し、都道府県に配送のうえ、申請者に交付します。
 - ▶ 顔写真ページが**プラスチック基材**となり、レーザーで印字・印画されます。
- (2) 国立印刷局から配送するため、**申請から交付までの日数が以下のとおり変更**になります。
 - ▶ パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。



窓口	現行	変更後 (3/24申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル2階)	6日間	9日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内1階)	8日間	11日間



横浜市パスポートセンターWEBページ
2次元コード

2 オンライン申請の利便性が大幅に向上【便利に！】

- (1) **ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能**になります。
 - ▶ オンライン申請なら、**来庁は受取時の1回のみ**！
 - ※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。
- (2) **オンライン申請では**戸籍の情報がシステムにより連携されるため、**戸籍謄本の提出が不要**になります。
- (3) 手数料が以下のとおり変更されます。**オンライン申請だと窓口申請に比べ400円お得になります！**

申請方法		現行	変更後 (3/24申請分から)
10年有効パスポート	窓口	16,000円	16,300円
	オンライン		15,900円
5年有効パスポート	窓口	11,000円	11,300円
	オンライン		10,900円

問合せ先 **横浜市市民局 パスポートセンター**
TEL : 045-671-9580 FAX : 045-671-9590
(平日9:00~16:45)

令和7年3月21日

自治会・町内会長 各位

青葉区総務課長

青葉区版防災情報伝達システム登録者の変更について（依頼）

日頃から青葉区の防災活動に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、青葉区では平成28年9月より、「青葉区版防災情報伝達システム」を運用しています。本システムは、電話や専用防災ラジオを活用し、自治会・町内会や地域防災拠点運営委員会等の皆様に避難指示等の情報を伝達します。

新年度に入り、会長の変更がある場合は、専用防災ラジオの確実な引継ぎをお願いいたします。

また、専用防災ラジオの管理者や、電話による情報伝達システムの登録者に変更が生じる場合には、別紙「青葉区版防災情報伝達システム登録申請用紙」に御記入の上、**令和7年5月30日（金）まで**に御提出をお願いいたします。

なお、登録者に変更がない場合は、提出不要です。

【提出方法】

電子メール、郵送、持参で下記担当まで御提出ください。

※登録申請用紙については、青葉区連合自治会長会トップページから「その他（提出書類様式等）」をクリックし、「**■青葉区版防災情報伝達システム**」の項目内に掲載しています。

【担当・提出先】

〒225-0024

横浜市青葉区市ケ尾町31番地4

青葉区役所総務課防災担当

長、亀谷、黒岩、鈴木

TEL：045-978-2213

E-Mail：ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

青葉区版防災情報伝達システム登録申請用紙

令和 年 月 日

(申請先) 青葉区長 あて

団体名
所在地 横浜市青葉区
(フリガナ)
代表者氏名
電話番号

下記のとおり「専用防災ラジオ」の管理者情報及び「電話システム」からの情報を受信する電話番号を変更します。

なお、貸与された専用防災ラジオは、下記の管理方法を遵守します。

記

管理方法

- 1 専用防災ラジオは、常に正常な受信状態を保つよう管理します。
- 2 専用防災ラジオを紛失または毀損した場合は、速やかに青葉区に連絡します。
- 3 専用防災ラジオの改造その他の原形に変更を加える行為はしません。
- 4 専用防災ラジオを必要としなくなったときは、青葉区に返還します。

申請年月日	令和 年 月 日
専用防災ラジオ管理者 電話システム登録者①	氏名： 役職： 電話番号：
電話システム登録者②	氏名： 役職： 電話番号：
電話システム登録者③	氏名： 役職： 電話番号：

※専用防災ラジオ管理者と電話システム登録者①は、同一の方でお願いします。

※登録は1団体につき、3名までとなります。

※横浜市青葉区処理欄（申請者は記入しないでください）

① 貸与年月日	令和 年 月 日
② 受信機番号	[] 付属貸与品（ 外付アンテナ ・ 分配器 ）
③ 備考	

※上記の個人情報については、青葉区版防災情報伝達システム事業の目的以外には使用しません。

青葉区版防災情報伝達システムについて

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の多重化を図るため、ラジオと電話を活用した2つの情報伝達システムを独自に導入し、平成28年9月に運用を開始しています。

町の防災組織である自治会・町内会や、地域防災拠点運営委員会等の皆様には、災害時の区役所からの情報を得る手段の一つとして、ご活用していただきたいと考えています。

運用例としては、避難指示、土砂災害警戒情報、特別警報、震度5強以上の地震など、重大な被害が予測され、緊急性が高い場合に災害情報を伝達します。

その情報を地域で活用していただき、災害の被害を減らすことを目指しています。

ラジオによる情報伝達システム

- ・FMサルースの電波を使い緊急情報を発信
- ・災害時には、FMサルースまたは区役所から緊急放送を発信
- ・緊急情報の場合は、専用ラジオで自動受信電源がOFFでも自動起動
- ・イッツコム加入世帯は、イッツコムの回線から電波をとることも可能



電話による情報伝達システム

- ・自治会・町内会長や地域防災拠点運営委員長等の登録番号へ一斉に電話で緊急情報を配信
- ・情報と質問を自動音声で伝達し、電話のプッシュボタンによる番号回答を即時にシステムで集計



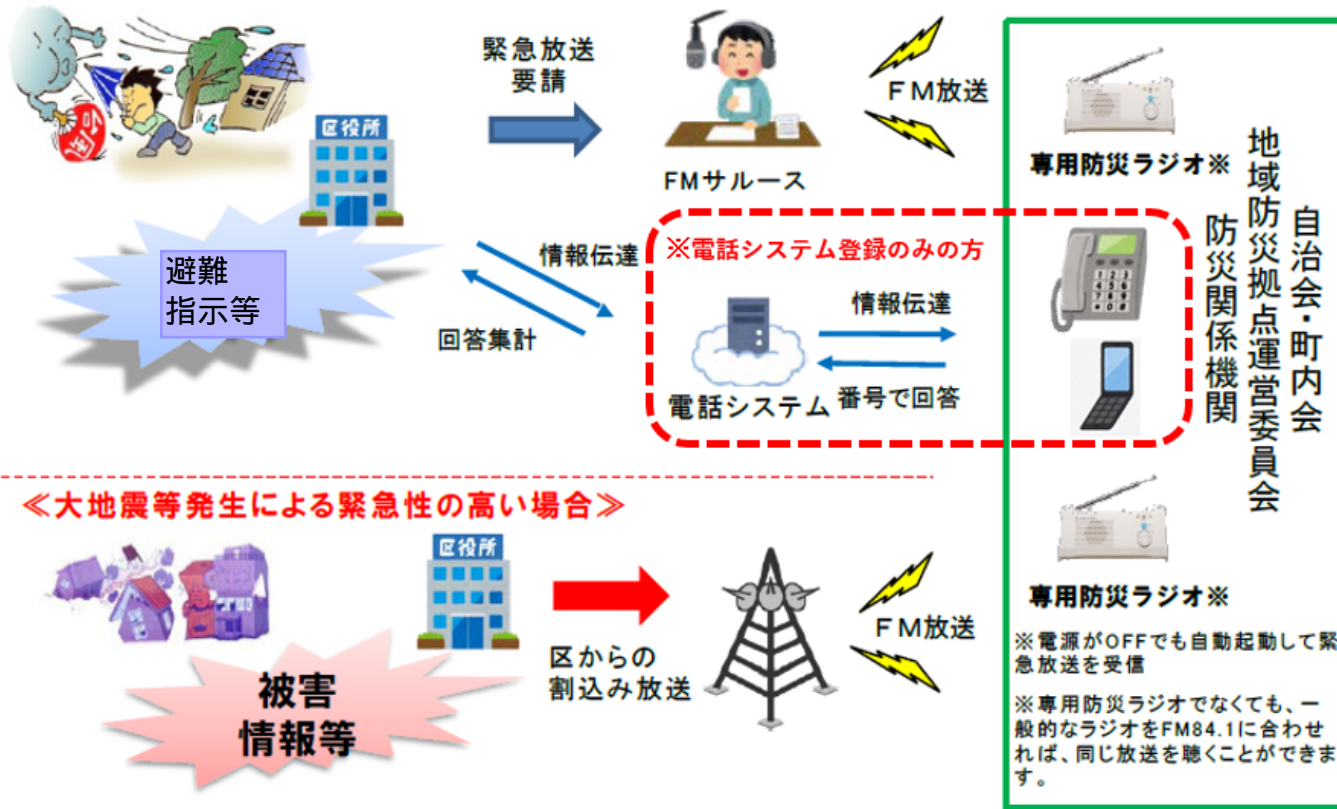
【例】周辺に被害はありますか？

被害がある場合は「1」、ない場合は「2」を…

システムの運用について

- ・ラジオによる情報伝達システムで使用する専用防災ラジオについては、区役所から貸与します。
- ・電話による情報伝達システムについては、特別な機材の設置等は必要ありません。お手持ちの携帯電話または、ご自宅の固定電話の番号を登録していただき、災害発生時に機械音声による情報伝達を行います。
- ・専用防災ラジオの管理場所及び電話システム登録電話番号について、区役所が管理するため、御登録していただきます。
- ・登録者が変更になる場合は、後任の方へ引き継いでいただくとともに、区役所に変更情報の御連絡をいただきます。

システムイメージ図



令和7年3月21日

自治会・町内会長 各位

青葉区総務課長

町の防災組織活動費補助金の交付申請及び前年度の実績報告について（依頼）

日頃から青葉区の防災活動に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度も自治会・町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、標記補助金を交付いたします。

つきましては、令和7年度の交付申請及び令和6年度の実績報告をお願いいたします。

1 提出書類

- （1）令和7年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書類一式
- （2）令和6年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書類一式
- （3）町の防災組織活動費補助金チェックリスト【交付申請編】【実績報告編】

※申請様式は、青葉区連合自治会長会のホームページからダウンロードもできます。

2 提出期限

令和7年6月30日(月)

※提出期限が昨年度から変更となっておりますのでご注意ください。

3 提出方法

電子メール、郵送、持参で下記担当まで御提出をお願いいたします。

4 区からの送付書類

- （1）令和7年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き
- （2）令和7年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- （3）令和6年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書
- （4）町の防災組織活動費補助金チェックリスト【交付申請編】【実績報告編】
- （5）返信用封筒

【連絡事項】

- ◎申請・報告関係書類については、別添の手引きを参照のうえ作成をお願いいたします。
- ◎提出時には、必ずチェックリストの項目を確認してください。

【担当・提出先】

〒225-0024

横浜市青葉区市ケ尾町31番地4

青葉区役所総務課防災担当

長、亀谷、黒岩、鈴木

TEL：045-978-2213

E-Mail：ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

令和7年3月21日

連合自治会・町内会長 各位
自治会・町内会長 各位

青葉区長

令和7年度地域活動推進費補助金等の交付申請及び
令和6年度地域活動推進費補助金活動実績報告書の提出について（依頼）

日頃から青葉区政の推進についてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、横浜市では自治会・町内会が行う公益的活動を支援するため、例年、標記の補助金を交付しています。

つきましては、記入例や手引き等を参考の上、令和7年度の申請手続き及び令和6年度の実績報告書のご提出をお願いいたします。

1 提出方法

電子メール、郵送、窓口でご提出をお願いします。

【提出先メールアドレス（地域振興課）】 ao-jichikai@city.yokohama.lg.jp

様式データが必要な場合は、青葉区連合自治会長会ホームページ内、「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助事業について」の申請書等のダウンロード欄からダウンロードできます。

【青葉区連合自治会長会HP】

http://www.aobakuren.net/hojyo_chiiki.html



2 提出にあたっての注意事項

事前確認も承ります。メール等で地域振興課までお送りください。

窓口での事前確認・提出も可能ですが、混雑緩和のため、事前にご連絡をいただいでからご来庁いただくようお願いいたします。また、担当者不在の場合は一度書類をお預かりし、後日回答させていただきますのでご了承ください。

3 提出期限

令和7年6月30日（月）

※期限に間に合わない場合は必ず事前にご相談下さい。

4 提出書類

(1) 令和7年度地域活動推進費補助金申請関係書類一式

(交付申請書、事業計画書、収支予算書、自治会町内会規約)

(2) 令和6年度地域活動推進費補助金活動実績報告書関係書類一式

(ア) 活動実績報告書、事業実績報告書、収支決算書

(イ) 1件の金額が10万円以上のものがあつた場合は、その領収書の写し又はその他支出を証する書類の写し（公共料金の支出を除く）

(ウ) 1件の金額が100万円以上のものがあつた場合には2者以上（原則として横浜市内業者）からの当該入札の結果が分かる書類または当該見積書の写し

裏面あり

- (3) 令和7年度地域防犯灯維持管理費補助金申請関係書類一式 【該当する団体のみ】
- (ア) 自治会・町内会等の支払名義の令和7年4月分電気料金等領収証の写し
※ただし、一括前払の契約をされている場合は、契約後の初回に引落される時の電気料金領収書の写し、またはお客さまへのお知らせの写し
- (イ) 自治会・町内会等の支払名義の令和7年4月分電気料金集約分内訳表の写し
(対象の防犯灯が1灯だけの場合は内訳表のご提出は不要)

※上記のほか、申請内容の確認のために総会資料及びその議事録を必ずご持参または添付ください。

【注意事項】

- (1) 令和7年度の各種様式(申請書、報告書、収支予算書等)は過年度の内容から変更されていますので、必ず最新様式をご使用ください。
- (2) 令和7年度の補助金上限額は $900 \text{円} \times \text{加入世帯数}$ に増額変更しています。
収支予算書作成時は、単価にご注意ください。
【参考】令和6年度の補助金上限額: $700 \text{円} \times \text{加入世帯数}$

青葉区地域振興課地域活動係
担当：久保・黒飛
TEL 978-2291 FAX 978-2413

自治会町内会アンケート調査への御協力について【協力依頼】

日頃より市政・区政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では自治会町内会の活動の状況を把握するとともに、今後の自治会町内会活動に対する本市の支援策の参考とするため、4年に1度「自治会町内会向けのアンケート」を実施することとしています。

このアンケート調査は皆さまの日頃の活動に関する工夫や課題、御意見等を直接伺うことのできる大変貴重な機会となっております。

つきましては、下記のとおり実施しますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、回答に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

1 調査対象

全ての自治会町内会 【参考】令和6年4月時点の単位自治会町内会数 2,827 団体

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの御回答をお願いいたします。

3 アンケートの内容

別添調査票のとおり

4 回答期限

令和7年5月7日(水)

5 回答について

(1) 御回答は原則として、自治会町内会長をお願いします。

※ 会長が回答することが難しい場合は、役員の方など、会の状況に詳しい方でも構いません。

(2) 提出にあたっては、総会などで自治会町内会として議決する必要はありませんので回答者の率直な御回答をお願いします。

6 回答方法

(1) Web の場合

横浜市電子申請・届出システムより御回答ください。

<スマートフォンの場合>

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページより御回答ください。積極的な御活用をお願いいたします。



↑アンケートの
二次元コード

<パソコンの場合>

- ①「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページより御回答ください。
- ②「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧（個人向け）」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

(2) 郵送の場合

アンケート用紙送付時に同封する返信用封筒で御返送ください。

7 スケジュール（参考）

3月末	各区連会終了後、自治会町内会長あてに各区配送ルートを通じてアンケート用紙等を送付します。
5月7日	提出期限までに御回答・御提出をお願いします。
6～10月	調査集計・分析
11月以降	自治会町内会に結果をフィードバックします。

市民局地域活動推進課

担当：川口、笹尾

TEL 671-2317 FAX 664-0734

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和 7 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】 | ・・・資料 1 |
| (2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】 | ・・・資料 2 |
| (3) 地域活動推進費補助金【拡充（各区連会でご案内）】 | |
| (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】 | ・・・資料 3 |
| (5) LED防犯灯事業【継続】 | ・・・資料 4 |

4 備考

令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 LED防犯灯事業 電話 045-671-3709 佐々木、石橋 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</p>	<p>(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ・申請先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。 <u>補助率 9/10、上限 20 万円</u> ※資料1参照	4～10月	【4月1日～】 受付センター 電話 045-550-5125
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 21 万→28 万円</u> ※資料2参照	4～7月	区地域振興課
上限額引き上げ (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 <u>上限額 700 円→900 円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	区地域振興課
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あり ※資料3参照	4～9月	【4月1日～】 市住宅供給公社(予定) 電話 045-451-7740
地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	区地域振興課
自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1㎡あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等	※8年度整備に向けた事前申出 4～6月	区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯 160 円）	4～6月	区総務課 （区連会にて案内）

※LED 防犯灯事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設（申請時期：4～5月、問合せ・申請先：区地域振興課）

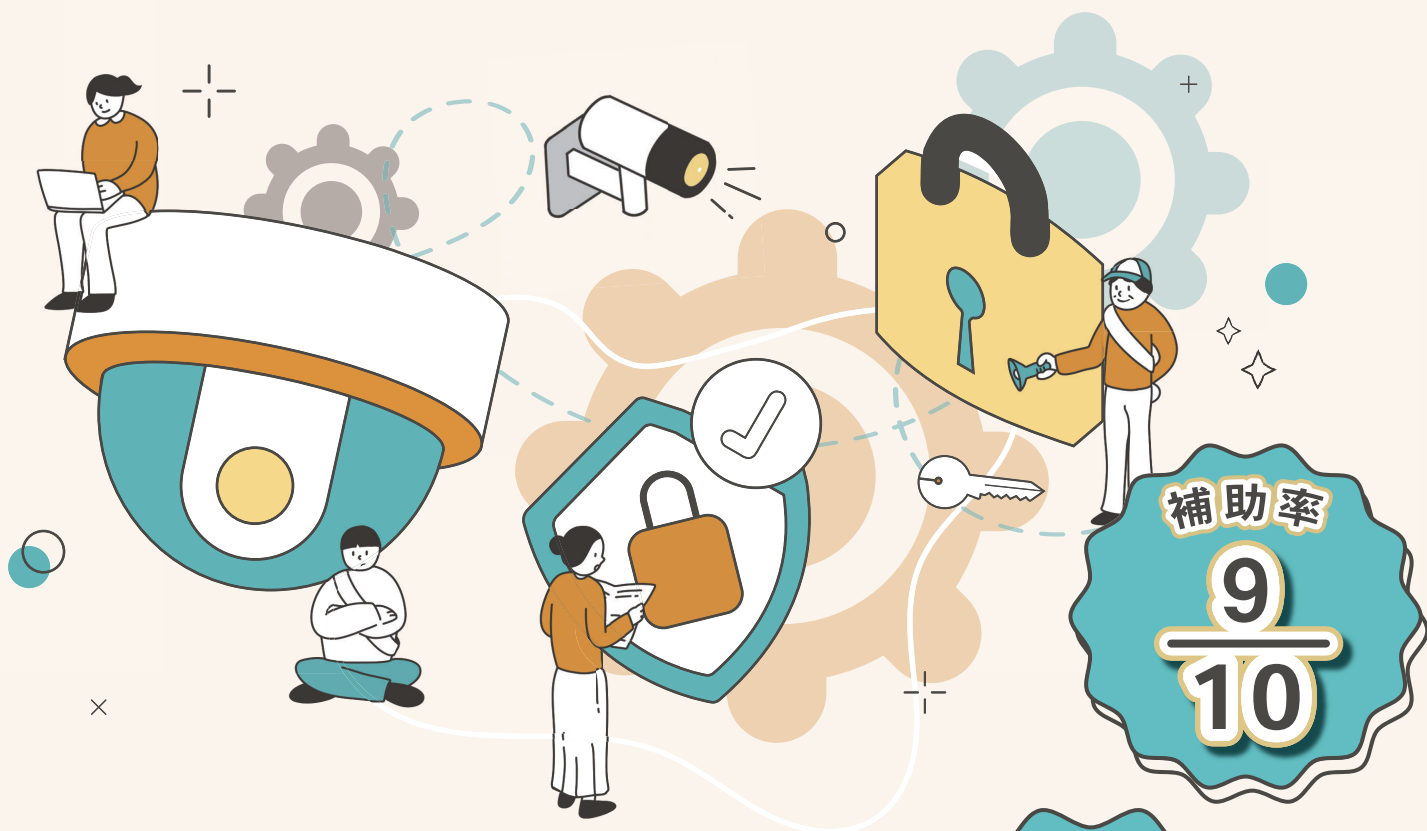
※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。 ※資料4参照

— 令和7年度 —

地域の防犯力向上

緊急補助金で

まちの安全、高めませんか？



補助率

$\frac{9}{10}$

補助上限額

20万円

※2

自治会町内会・地区連合町内会

申請期間 ※1

令和7年 4月1日〔火〕 — 10月31日〔金〕

※1 申請は1団体につき1回です。

※2 補助対象事業合算での上限額（千円未満切り捨て）

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 ウェブページ

検索 地域の防犯力向上緊急補助金

申請手続やよくある質問等は
こちらをご覧ください。



補助制度の概要

> 対象団体

自治会町内会・地区連合町内会

> 補助要件

- 1 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの。
- 2 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの。
- 3 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書(団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの)の写しの添付のあるもの。
- 4 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの。
- 5 事業の実施に必要な手続や実施後の管理等を、団体の責任において適切に行えるもの。

> 補助率 / 補助上限額

10分の9 / 20万円

※ 補助対象事業(取組)合算での上限額(千円未満切り捨て)

※ 1団体につき、申請は1回です。

ウェブページのご案内

申請の手引・よくある質問・申請書等の詳細情報は、

横浜市ウェブページでご案内しています。

WEBページは
こちら

地域の防犯力向上緊急補助金

📁 参考URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/>



申請手続の流れ

みんなで考えよう!

たとえばこんな取組



ステップ1

やることを決める

団体内で話し合っただき、取組を決めます。

防犯パトロールの実施



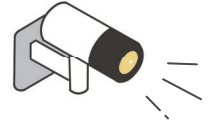
- ▶ 青色回転灯等装備車(青パト)にかかる費用
- ▶ 地域防犯パトロール活動に必要な物品(防犯ベスト、誘導灯等)の購入

防犯啓発グッズの作成・購入



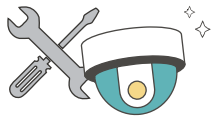
- ▶ 防犯啓発用のぼり旗の購入や掲示板の設置
- ▶ 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入
- ▶ 防犯啓発チラシの作成

センサーライト等の灯りの整備



- ▶ 地域の暗がり解消するためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

その他防犯設備機器の整備



- ▶ 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備
- ▶ 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

防犯講座の開催



- ▶ 地域住民を対象とする防犯講座、研修会、相談会への講師費用
- ▶ 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用
- ▶ 講座当日に配布する冊子やサンプル物品の購入

その他



- ▶ 見守りの必要な方に貸与するために、迷惑電話防止装置を購入
- ▶ 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

※ 自治会町内会管理である旨 明示しましょう



ステップ2

取組を行う、支払う

支払う際は、必ず **領収書** をお手配ください。



ステップ3

申請する

「交付申請兼実績報告書(第1号様式)」を提出します。



ステップ4

請求する

交付決定兼額確定の通知が届いたら補助金請求書を1か月を目途に提出します。最終提出期限は令和7年12月26日(金曜日)です。

🕒 取組・申請期間

令和7年 4月1日 > 令和7年 10月31日
火曜日 金曜日

補助対象外について

> 補助対象外の事業（取組）

- × 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみでの防犯対策に留まるもの
- × 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- × 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- × 補助対象経費以外の経費と混同して計算されており、補助対象経費との区別ができないもの

> 補助対象外の経費

⚠ 補助対象の事業であっても下記の経費については **対象外** とします ⚠

- × 各種保証・保険料、振込手数料
- × 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- × サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- × ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- × 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- × 飲食等に要する費用
- × 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- × 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- × 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

🔄 お問い合わせ・申請先

開設期間 > 令和7年4月1日 から 令和8年2月27日 まで

防犯緊急補助金 受付センター （市委託事業者）

📞 045-550-5125

受付時間 > 9:00-17:00（土日祝を除く）

✉️ bouhan2025
@imagination.co.jp



〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第147号 横浜市防犯緊急補助金 宛

メール 又は 郵送 でご申請ください

令和7年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和7年度も実施いたします。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限：**令和7年7月31日（木）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。

(2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和7年3月～	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月末頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和8年2月中旬まで	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、**道路や公園等の公共空間**を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新も補助の対象となります。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② **補助対象団体**：自治会町内会、地区連合町内会

③ **補助対象経費**

防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費は補助対象外

④ **補助内容**

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ **補助予算台数**

180 台

予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

⑥ **令和 6 年度からの変更点**

- ・補助上限額が 21 万円から 28 万円へ、補助予算台数が 150 台から 180 台へ拡充します。
- ・防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新についても補助の対象とします。
- ・公園内のみを撮影する防犯カメラにあっても補助の対象とします。
- ・提出書類の省略など、申請手続きを簡略化します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市 HP をご覧いただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anannet/index.html>

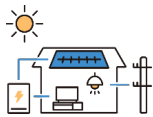
横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



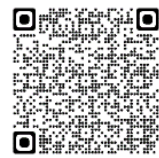
4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限9月末/予算上限に達し次第、受付終了

会館への
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

建築士が、
現地にてご相談を
お受けします
(訪問アドバイザー派遣
4/1～予約開始)

「7年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



公開しました

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <ul style="list-style-type: none"> 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 130万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>家庭用</p> <p>業務用</p> <p>トップランナー基準達成製品</p>	 <p>断熱窓 太陽光発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が見当たらない場合はお問合せください。</p>

■対象団体

会館を所有している*自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先/訪問アドバイザー事前予約/問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、

横浜市住宅供給公社へ、

Eメール、郵送、

公社窓口を持参(予約制)

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

令和6年度 自治会町内会館脱炭素化推進事業

実績報告

補助制度をご活用いただき、ありがとうございました

■補助申請実績

435件

○整備項目別件数

LED照明	エアコン	断熱窓	太陽光発電	蓄電池
246件	301件	21件	8件	7件

※1申請につき、複数項目の申請が可能のため、整備項目別件数の合計は、補助申請実績435件と一致しません。

■太陽光パネルの設置や窓の断熱化で、脱炭素+αの効果も

- ・太陽光パネルを設置いただいた自治会では、省エネだけではなく、停電時などの電源の供給に活用する計画です。
- ・窓の断熱化として、内窓を設置した自治会では、断熱効果のほかにも、遮音性能が向上し、カラオケの音漏れにも効果があった、という声が聞かれました。



↑太陽光パネルの設置



↑窓の断熱化（内窓の設置）

■脱炭素普及セミナーも開催

整備後の会館で「脱炭素普及セミナー」を実施しました（18か所）。脱炭素の取組の大切さやメリットの説明とともに、太陽光発電量を確認したり、断熱窓を触ってみたいりと、効果を実感していただくことで、ご家庭での脱炭素に向けた行動につなげていただくことを目指しました。

ご協力いただきました自治会町内会の皆さま、ありがとうございました。



↑セミナーの様子

**鍛冶ヶ谷町内会館の
改修工事を行いました。**

地球温暖化対策として、省エネエアコンの交換、LEDの改修、太陽光発電と蓄電池の設置を実施しました。

↑2月8日練馬町による学習の様子

練馬市の自治会町内会館脱炭素化推進事業の補助金を活用し、省エネエアコンとLEDとの改修、太陽光発電と蓄電池の設置を行いました。

鍛冶ヶ谷町内会

2025/2/8
鍛冶ヶ谷町内会館にて、市の担当から省エネ家電の選び方や、エアコンの動作を高める省エネ対策に関する説明がありました。

↑セミナーの開催報告を回覧していただきました

LED防犯灯事業について【お知らせ】

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約18万灯	
電柱共架型 約16万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約2万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・一方で、土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ **青葉区地域振興課** 電話045-978-2299
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター (0120-995-007) に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803 (有料)

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(3) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御理解について

横浜市では鋼管ポールの劣化対策として、過去に点検を行い、その上で劣化が認められるものについて順次対応をしてきましたが、さらに劣化が進んでいる現状を踏まえ、令和7年度に市内約2万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。

また、著しい劣化が認められた場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径50cm 地中深1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がなく、代替照明を設置す



る場所が無い場合に限りです。

自治会町内会が自ら灯りを設置する際、令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金（申請期間4～10月）」も活用できます。鋼管ポールが撤去された場所には、代替手段として自治会町内会でのセンサーライト等の設置をあわせてご検討ください。

（4）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和7年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 300灯（電柱共架型） の予定です（鋼管ポール型防犯灯の申請受付は行いません。）。
- ・申請の 受付は区地域振興課へ、締切は令和7年5月30日（金） となります。
- ・『令和7年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

令和7年度からは、付替制度を使用した防犯灯設置の申請は、通年受け付けます。

💡令和6年度から制度化した「付替制度」とは、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく 十分な明るさを確保できるようになった場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する制度 です。新設予定数（電柱共架型 300灯）とは別枠で設置できますので、積極的な御検討をお願いします。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	<u>令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金」の利用が有利（9/10補助、上限20万円）で便利です。</u> なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度</u> があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

連合自治会・町内会長 各位
自治会・町内会長 各位

青葉区地域振興課長

令和7年度「自治会・町内会現況届」及び「口座振替依頼書」の提出について(依頼)

貴会における令和7年度の下記書類の提出をお願いいたします。

別紙のとおり、電子申請システムから申請いただくこともできますので、ぜひご利用ください。

1 提出書類

(1) (地区連合)自治会・町内会現況届

・令和7年4月1日現在の会長名をご記入ください。

(4月1日時点で新会長が確定されている場合は、新会長名をご記入ください。)

※不動産会社から会費の問合せが多く寄せられていることから、会長の皆様に代わり区で回答できるよう、会費記入欄を新たに設けました。

(2) 口座振替依頼書

・記入例を参考に作成願います。

・金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおりに、ご記入ください。相違がある場合、振込みが出来なくなりますのでご注意ください。

・口座振替依頼書や補助金関係書類など、**提出書類には同一の印鑑**をご使用ください。

※1 ご提出後に内容に変更が生じた場合は、再度ご提出が必要となりますので、地域振興課地域活動係までご連絡ください。

※2 「(地区連合)自治会・町内会現況届」「自治会・町内会異動届」「口座振替依頼書」の様式データが必要な場合は、青葉区連合自治会長会ホームページ内、青葉区連合自治会長会の現況届・口座振替依頼書欄より、ダウンロードできます。

(URL <http://www.aobakuren.net/>)



(青葉区連合自治会長会 Web サイト)

2 提出期限

令和7年4月 10 日(木) (同封の返信用封筒でご提出ください。)

※提出期限後に総会が予定されている場合は、会長等が確定次第、速やかにご提出ください。(区連定例会の資料は、毎月 10 日までに届いた現況届に基づき、配送します。)

(※注)

下記の事例のような照会があった場合、現況届に記載された情報を提供する場合があります。

- ① 自治会・町内会へ加入に関する問合せがあった場合。
- ② 市や県、東京電力、東京ガス、水道、道路、鉄道会社等が公益的な業務を遂行するうえで、必要と認められる場合。
- ③ 開発事業等で、事業者が周辺住民を対象に説明会を実施するなど、自治会・町内会にとって必要と認められる場合。
- ④ 転入者へのご案内のために不動産会社から問い合わせがあった場合。
- ⑤ 国・県・市会議員が議員活動を行う上で、必要と認められる場合。

【提出先・問合せ先】

〒225-0024 青葉区市ケ尾町31-4
青葉区地域振興課地域活動係
連絡先:978-2291

連合自治会・町内会長 各位
自治会・町内会長 各位

青葉区地域振興課長

「自治会・町内会現況届」及び「口座振替依頼書」の電子申請システム申請について

令和 7 年度の届出書類につき、横浜市電子申請・届出システムからもご申請いただけますので、ご利用ください。

なお、口座振替依頼書につきましては会長名義と口座名義が異なる場合には、委任欄へのご署名、ご捺印が必要となりますので電子申請システムではなく、郵送でご提出いただきますようお願いいたします。

1 「自治会・町内会現況届」の申請について

- ① 横浜市電子申請・届出システムにログイン
- ② 手続き一覧（個人向け）を選択
- ③ キーワード検索に「青葉区 現況届」と入力し、検索
→ 「【単会向け】令和 7 年度 青葉区自治会・町内会現況届」から申請

※地区連合の現況届は郵送または電子メールでご提出ください。
メールアドレス：ao-jichikai@city.yokohama.lg.jp

2 「口座振替依頼書」の申請について

- ① 横浜市電子申請・届出システムにログイン
- ② 手続き一覧（個人向け）を選択
- ③ キーワード検索に「青葉区 口座振替」と入力し、検索
→ 「令和 7 年度 青葉区自治会町内会口座振替依頼書」から申請

横浜市電子申請・届出システム 申請フォーム



<単会 現況届>



<口座振替依頼書>

あおばスタート補助金

AOBA START

活動のスタートを応援します！

令和7年度事業募集

◆ 求める取組

自治会町内会と連携・協力して実施する、
青葉区内の地域課題の解決につながる取組

◆ 補助金額

初年度：上限 **30**万円（補助対象経費の9/10上限）

2年度目：上限 **15**万円（補助対象経費の1/2上限）

◆ 募集期間

令和7年4月1日(火)から11月28日(金)まで
(※予算上限に達し次第終了)



Let's try!

問い合わせ先

青葉区 地域振興課 地域力推進担当

電話：045-978-2286 FAX：045-978-2413

Eメール：ao-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp

※本事業の実施については、令和7年度予算が
横浜市会において議決された後に確定します。



申請にあたっては、必ず事前に地域力推進担当にご相談ください。

令和7年度あおばスタート補助金 募集要件

- 対象団体**
- ❖ 下記のすべての要件を満たすもの
 - 2人以上の構成員を有し、団体への参加について制限を設けていない団体
 - 民主的な意思決定の場がある団体
-
- 対象事業**
- ❖ 下記のすべての要件を満たすもの
 - 青葉区内の地域課題の解決につながる事業
 - 実施する地域の自治会町内会の了承が得られたうえで、当該自治会町内会と連携・協力して実施する事業、又は実施する事業の地域の自治会町内会が主催する事業
 - これからはじめる事業又は既存の事業の改善や見直しを行う事業
 - 課題とその解決手法が明確に提示されている事業
 - 自主的・主体的に企画及び実施する事業
 - 令和7年度中に実施する事業
 - 令和7年度以降も継続的な取組を行おうとしている事業
- ※ 次に該当する事業は対象外とします。
- 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - 政治的又は宗教的な宣伝の意図を有する事業
 - 他の補助金等の支援を受けている事業
 - 公序良俗に反するなど、支援の対象として適当でないと認められる事業

- 対象経費**
- 申請日から令和8年3月31日までに支出する事業に要する経費を対象とします。ただし、次に掲げるものは対象としません。
- ① 施設などの維持管理に関する経費
 - ② 親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付、直接組織の運営・活動にかかる経費
 - ③ 申請団体に所属する者への謝金
- ※ 対象経費一覧については、青葉区ウェブサイト内の「あおばスタート補助金交付要綱」をご確認ください。

- 補助期間** 連続する2か年度を限度とします。 ※ 各年度ごとに申請が必要です。

- 補助金額**
- 初年度：補助対象経費の9/10を限度に、30万円を上限として区長が決定
2年度目：補助対象経費の1/2を限度に、15万円を上限として区長が決定

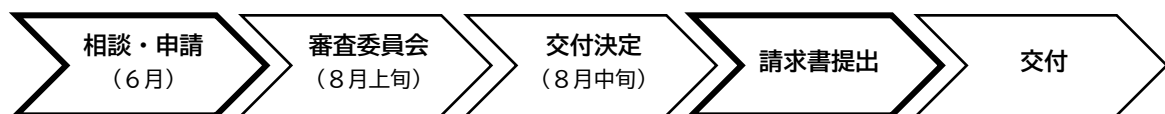
- 申請期間** 令和7年11月28日（金）まで（予算上限に達し次第終了）
（※申請前の相談は必須です。初回相談は、11月7日（金）までに行ってください。）

- 交付決定方法** 申請書提出後、審査委員会にて申請内容を審査した上で、補助金交付の可否及び補助金交付金額を決定します。

- 審査項目** ① 必要性 ② 主体性 ③ 実現性 ④ 継続性 ⑤ 将来性 ⑥ 創意工夫

例：6月に申請した場合の目安（太枠…申請者、細枠…区）

交付までの流れ



青葉区ウェブサイトにて、「あおばスタート補助金交付要綱」を確認の上、掲載している申請書等に必要事項を記入し、郵送、Eメール又は直接提出してください。

申請方法
(※要事前相談)

【提出先】

青葉区 地域振興課 地域力推進担当（青葉区役所4階74番窓口）
住所：〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31番地4
Eメール：ao-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp



令和7年3月21日

青葉区内各自治会・町内会長 各位

社会福祉法人
横浜市青葉区社会福祉協議会
事務局長 讃井 恵美子

令和6年度青葉区各募金・会費の報告について（お礼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本会事業運営につきまして、多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度にかかる各募金・会費につきまして、次のようにご協力いただきましたのでご報告申し上げます。

様々なご配慮のもと、自治会・町内会の皆様より多額の募金・会費のご協力をいただきました。ここにあらためてお礼申し上げます。

なお次年度につきましても、各団体の総会を経て、あらためてご協力をお願いをさせていただきますが、自治会・町内会の皆様におかれましては、事業計画作成時に配慮くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

（単位：円）

	令和6年度 (R7/2/28 現在)	令和5年度 (参考)	備考 (目安額・依頼時期)
共同募金（赤い羽根）	17,004,369	17,472,295	265円/世帯・10月
共同募金（年末たすけあい）	17,098,900	17,276,091	200円/世帯・10月
日本赤十字社会費	14,295,267	14,649,133	200円/世帯・5月
更生保護協会会費	1,291,581	1,316,513	15円/世帯・6月
区社協世帯会費	2,609,510	2,626,296	30円/世帯・7月

【お問合せ先】

青葉区社会福祉協議会 担当：讃井・藤盛
青葉区市ケ尾町 1169-22 ふれあい青葉
TEL972-8836 / Fax972-7519

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」を作成し、ホームページに公開しました。

ICTを活用した負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動のデジタル化推進をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の現状（組織数や加入率など）

(2) 事例紹介

事例1 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会 DX の実現に向けて」(LINE を活用した情報伝達)

事例2 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）

事例3 南区 弘明寺公園自治会

「キャッシュレス決済導入で集金の負担を軽減」

（「エンペイ」を利用した会費集金）

(3) 自治会町内会活動への補助制度（主な補助制度を掲載）

4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1、2については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp



<新規事例紹介>



自治会町内会向けデジタルツール展示・相談会実施報告について【情報提供】

1 趣旨

市内 3 か所、118 団体の参加をいただき、自治会町内会活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を実施しました。当日の資料や各事業者の発表等の動画を市 Web ページに公開をしましたので、お知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
定例会等で情報提供をお願いします。



▲事業者ブースで説明を受ける自治会町内会の様子

3 実施状況の報告

(1) 参加団体等

118 団体（参加者数 168 人）、連携事業者 15 者

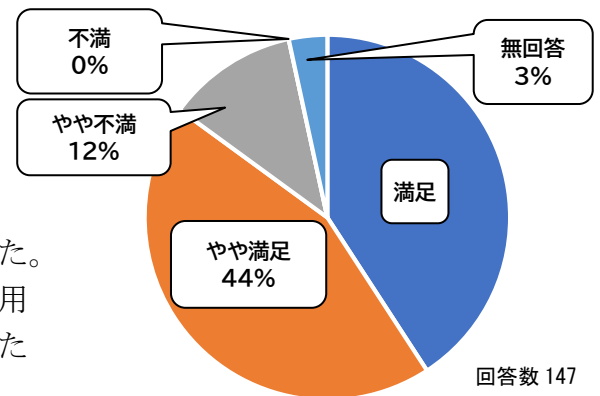
(2) アンケート結果（回収数 147）

・展示・相談会の満足度

85%の方が「満足」「やや満足」にご回答いただきました。

・主なご意見

- ・複数の企業からまとめて話が聞けて良かった。
- ・それぞれの特徴はだいたい理解できた。運用方法や費用が様々なので、自分たちに合ったものを探したい。
- ・デジタルと紙の二重管理が必要と思う。



▲展示・相談会の満足度（アンケート結果）

4 当日の資料・動画等

市民局 Web ページにて、公開をしています。

併せて、自治会町内会向けに、デジタルツール（例：スマートフォンや LINE など）に関する講習会をしていただける活動団体（費用負担が生じる場合あり）の情報等、デジタル化に役立つ情報も掲載しています。ぜひご覧ください。

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

市民局地域支援部地域活動推進課
担当 松永、石栗
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp



青葉みらいづくり大学校 2024

第1回 ヨコハマの地域活動の「今」を知り「これから」を語り合おう！

日 時：10月5日（土）10:00～13:00

場 所：青葉区役所 4階会議室

日 程：令和6年10月5日・10月19日・11月9日
11月30日・12月21日（土曜日/全5回）

主 催：青葉区役所・NPO 法人まちラボ

協 力：青葉区連合自治会長会

講 師・コーディネーター：大越 雅美
(NPO 法人まちラボ代表理事)

第1回プログラム

- 開講式 式辞・プログラム紹介
- 講義
- 自己紹介ワーク
- グループワーク



青葉みらいづくり大学校 2024 概要

テーマ

地域活動の「できたらいいな」を実現しよう！

青葉みらいづくり大学校 2024（以下、みらい大）は、地域活動の裾野を広げるために「参加したくなる」地域活動について探求し、「できたらいいな」を実現するための講座です。地域活動の楽しさや悩みを共有しながら、受講生同士の交流を深めた第1回、事例発表からたくさんの刺激を受けた第2回、学生と語り合い、お互いの価値観に触れた第3回、地域で実現したい事業プランを形にしていた第4回、そして地域の方々へ「マイプラン」を発表した第5回。5回の講座を通じて、自分たちがいいなと思う地域について学びを深めることができました。

できたら
いいな！

Check !

- 地域活動に関心を持つ人を増やしたい
- 地域のつながりを深めたい
- 多世代交流を図りたい
- 地域の魅力を伝えたい
- 地域が好きな人を増やしたい
- 地域活動を楽しむ人を増やしたい

開講式

久保田学長（青葉区連合自治会長会会長）、中島副学長（青葉区長）からご挨拶があり、来賓の方から応援メッセージをいただきました。また、受講生から受講の抱負を発表しました。



久保田学長からご挨拶



抱負を発表する受講生の皆さん

第1回 概要

みらい大で一緒に学ぶ仲間と出会う。

横浜市の地域活動の「今」を知り、「これから」地域で実践したいことについて話し合う。

講義1：地域活動の今を知りこれからは生かそう

- ・ 地域活動とは
- ・ 自治会町内会の主な活動と課題
- ・ 社会の変容と地域活動
- ・ 持続可能な地域活動を実現するために…
- ・ 今年のみらい大
- ・ マイプランで描く地域活動の未来



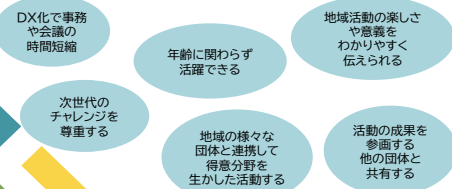
社会の変化と地域活動

社会の変化に伴う、ひとり暮らしや女性・高齢者雇用の増加などにより地域コミュニティに関わる機会や時間が減少しているのではないが

出典 「地域コミュニティに関する研究会報告書」

横浜市の地域活動の取組とその課題、課題の原因と想定される社会や市民意識の変化についてデータを確認しながら仮説を立て、地域活動への参加が難しくなっている状況を共有しました。住民が「参加しやすい」持続可能な活動にするためのアイデアや、昨年度までのみらい大生のマイプラン事例をもとに、マイプランを作成する中で取り入れていきたい視点も提案しました。

みらい大卒業生が教えてくれた 参加したくなる地域活動のコツ



講義2：みらい大生のための青葉区データ紹介

青葉区を知るために、区の様々な統計情報などを集めた「なるほどあおば」「青葉区区民意識調査」「青葉区地区別データ集」「青葉区まちづくり指針」などのデータ概要と検索方法を紹介しました。

自己紹介ワーク：私の取扱説明書

得意なこと、苦手なこと、趣味などを書いた「私の取扱説明書」を使い自己紹介ワークを行いました。受講生の意外な一面や共通点など、お互いを知ることができました。

グループワーク：自分の住む地域について話そう

地域活動の楽しさ、それぞれの地域で課題だと感じることを、講座で取り組みたいことを書き出し共有しました。

■ 受講生の意見（抜粋）

1. 地域活動で感じる喜び・楽しさ・やりがい

- ・ いろんな人と知り合える、ご縁ができる
- ・ 「ありがとう」の感謝の言葉
- ・ お祭りブースの企画の成功
- ・ いろんな人の協力があり支えられている地域だと感じた



意見をふせんに書き出し！

2. 地域の課題になっていることや取り組みたいこと

- ・ 参加する人が固定化している。少しずつでも参加の機会を作る、運営のやり方やルールを柔軟に変える
- ・ 若い世代は多忙で自己完結していることが多いが、声を出せる機会を作る
- ・ 社会が変容している中で、置き去りにされている人の役に立ちたい





青葉みらいづくり大学校 2024

第2回 他地区の事例を知り運営のコツに迫ろう！

日 時：10月19日（土）10:00～13:00

場 所：青葉区役所4階会議室

第2回 概要

自治会町内会とNPOや地域のクラブが協力・連携して活動している事例を知る。

各団体が活動にあたり工夫していることや、運営のコツ、上手くいったプロセスを学び、理解を深める。

第2回プログラム

- 事例発表1
- 事例発表2
- パネルトーク
- グループトーク



事例発表1：すみれ夏祭り（おやじクラブ × 小学校 × 自治会町内会）

すみれ夏祭り実行委員会

小野崎 さん、佐々木 さん、清水 さん

■ すみれ夏祭り実行委員会（都筑区）の紹介

高齢化が進み実施が困難になっていた夏祭りの運営を町内会から引き継いで以降、14年間にわたりすみれ夏祭りの運営をしてきた実行委員会。すみれが丘小学校おやじクラブのメンバーを中心に、有志のお母さんや卒業生が、子どもたちに地域の祭りを楽しんでもらいたいと、毎年趣向を凝らした内容で開催している事例を紹介されました。

■ 発表内容

- ・ 実行委員会と小学校、町内会、地域で連携しながら運営している
- ・ 有志による完全ボランティア運営、希望する9つの分科会で役割を分担する
- ・ 会議は対面とリモートの併用で土曜早朝に開催。忙しいお父さん、お母さんも参加でき、家族との時間も確保できる
- ・ チラシなどには、協賛してくださった方の氏名掲載。祭りで使えるクーポンなどで感謝を形にする
- ・ 当日は本部として楽しみながら参加し、夏祭りPVを製作し、後日メンバーで上映会も実施



2024 夏祭りのチラシ



「すみれ夏祭り」の発表は、祭りの準備や当日の様子をドキュメンタリー番組を思わせるPVで紹介し、単なる記録以上の映像作品になっていました。自分たちが楽しむというスタイルを取り入れたことで、主催者も参加者も盛り上がる毎年恒例の大きなイベントとなっています。祭り以外のつながりもでき、継続的な交流も生まれている素敵な事例でした。



すみれ夏祭り

事例発表2：すすき野たまりんば（NPO×自治会町内会）

NPO 法人すすき野たまりんば
依藤 さん、近藤 さん

**■NPO 法人すすき野たまりんば（青葉区）の紹介**

1973年に青葉区の住宅地として開発され、昨年50周年を迎えた「すすき野地区」。その中心地に地域の人々の憩いの場「すすき野たまりんば」があります。地域課題から生まれた開設への思いと次の夢に向かっての思いを紹介されました。

■発表内容

- ・「すすき野地区地域福祉保健計画」で、「地域に常時集える居場所づくり」が目標として掲げられ、賛同有志（青葉区福祉保健課、青葉区社会福祉協議会、福祉団体等）による検討会を経て5年をかけて設立した。
- ・開設当初は、地域交流や、福祉・子育てなどの各種相談、地域ボランティアとの連携や対応、喫茶、軽食の提供などを理想としていた。今後は、各種団体や行政機関との連携をさらに強め、相談窓口の強化や、社会福祉法人との連携から、在宅医療や看護相談、健康増進などにも活動を広げていきたい。

地域ケアプラザがなかったすすき野地区に地域の方々が集い、情報交換やお困りごとのよろず相談ができる憩いの場所をつくりたいとの思いから、根気よく協議を重ね、地域の方々と協力して実現させたプロセスと10年以上、毎日運営し続ける仕組みづくり、コツなど多くのアイデアに驚かされました。

**パネルトーク：発表団体に質問****すみれ夏祭り実行委員会**

Q. おやじクラブに誘う時の声かけは？

A. 男性が大人になってから地域に新たな友達を作るのは難しいとの声を聞くが、「地元で友達ができるよ」と声をかけることで、気軽に楽しみながら参加されるメンバーが増えている。近くに仲間がいることは心強い。

NPO 法人すすき野たまりんば

Q. 利用する方の居住エリアは？

A. すすき野地区の住民だけでなく、近隣の川崎市を含め、広域の方が利用している。たまりんばに隣接するスーパーの利用者も多い。

グループトーク：気になることを聞いてみよう！

2つのグループに分かれ、途中グループをシャッフルして、気になることや運営のコツなどを質問しました。

Q. 活動を継続させるコツは？

A. おやじクラブには卒業がない。主に現役世代が企画しOBがサポートしている。

Q. 高齢の方から相談された時の対応は？

A. たまりんばの運営メンバーで解決が難しいものは、内容に応じて適切な相談先につないでいる。



NPO 法人すすき野たまりんば



すみれ夏祭り実行委員会

Q. 夏祭り実行委員会の運営ルールは？

A. 強制しないのがルール。参加できるタイミングで参加している。

Q. 運営ボランティアはどういう方ですか？

A. 民生委員を中心に地域住民の方がボランティアに協力してくれている。



青葉みらいづくり大学校 2024

第3回 若い世代の思いを知り多世代が参加する地域活動を考えよう！

日 時：11月9日（土）13:00～16:00

場 所：青葉区役所 4階会議室

第3回 概要

次世代を担う学生たちと対話しながら積極的に「参加したくなる地域活動」について考える。学生たちの意見を参考に、マイプランの種となるアイデアを集める。

第3回プログラム



- 施設紹介
- ワーク
- マイプラン準備シートの説明
- グループワーク
- 感想をシェア



施設紹介

青葉区区民活動支援センター（区役所1階）から、施設の説明と利用方法についての案内、またセンターに登録している活動団体やまち活パートナーズ（知識や技術、経験を生かしたまちづくりに貢献したいボランティア）などの紹介がありました。



青葉区
区民活動支援センター



ワーク：あなたの地域はどんな地域？

■個人ワーク

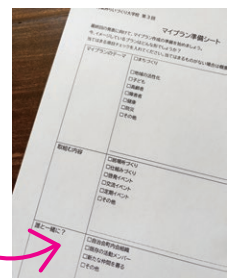
プログラム後半の学生との対話の前に、自分が住む地域を再認識するため、①地域の魅力、②おすすめスポット、③お困りごと、④将来どんな地域になってほしいかを考えシートに書き出しました。

■グループワーク

受講生それぞれの「地域観」を共有しました。美しい街並みや、子育て環境の充実、同世代が多く住む居心地の良さとともに、出身地と比べて近隣の住民同士の関わりが薄いことや、地域の急速な高齢化、子どもたちの居場所が少ないことなどが話題になりました。



マイプランのテーマ
×
取り組む内容
×
誰と一緒に



マイプラン準備シート

マイプラン準備シートの説明

マイプランを作成する準備として、「マイプラン準備シート」の説明を行いました。このシートを使い、マイプランのテーマや内容、誰と一緒に活動するかを具体的に考えました。

青葉みらいづくり大学校 × あおば未来プロジェクトのコラボ

グループワーク

あおば未来プロジェクトの学生とグループワークを行いました。

■グループワークで出た意見

- ① **あなたにとって地域の魅力を教えて**
 - ・暮らしやすく、地域のイベントが多い
 - ・ペットを飼っている人が多くコミュニティがしやすい
- ② **地域活動でのお困りごと聞いて**
 - ・地域でどんな活動をしているのか知ることが難しい
 - ・学校行事や部活、課題が優先となってしまう
- ③ **どんな地域活動なら参加したい？**
 - ・参加者も主催側も楽しんでいて、やりがいがある
 - ・単発の参加やお手伝いができる
- ④ **地域のこともっと教えて**
 - ・学校数の減少。昼間の人口が少なく高齢の方が多い
 - ・夏の水あそびイベント「Uchiwith」など、大学生、社会人でも主催者側になれる行事を開催している

横浜市青葉区青少年の地域活動拠点

あおばコミュニティ・テラス



学校でも家庭でもない青少年の居場所・サードプレイスとして、誰でも自由に使うことができます。中高生、大学生がまちづくりの活動やボランティア活動に主体的に参加し、活動を通じて地域の方々とつながりを持つことができます。

あおば未来プロジェクトとは？

あおばコミュニティ・テラスの事業の1つ。やってみよう！と主体的に参加した中高生が「まちの魅力づくり」や「地域課題の解決」のために1年間活動し、青葉区長への政策提言につなげます。大学生がサポーターとして関わり、中高生の考えを引き出したり、フィールドワークに同行し伴走します。



感想をシェア

グループワーク後、みらい大、あおば未来プロジェクトに分かれ、それぞれコラボした感想を話し合いました。

みらい大受講生の感想

- ・若い世代と短い時間でも交流できて楽しかった
- ・地域に関心を持つ若い世代がこんなにいることに驚いた
- ・決められた活動を手伝うより、自分たちが「やりたいこと」を実践できる場を求めることが分かった

あおば未来プロジェクト学生の感想

- ・大人は豊富な経験を積んでいてすごいと思った
- ・普段関わることがない地域の方々と話すことができた
- ・自分たちと大人が見ている地域や未来の違いを感じた



みらい大生とあおば未来プロジェクトの学生たち



青葉みらいづくり大学校 2024

第4回 人気イベントの魅力を知り<マイプラン>に生かそう！

日時：11月30日（土）10:00～15:00

場所：青葉区役所 4階会議室

第4回 概要

2つのイベント事例をもとに、地域イベントを「主催者の視点」と「参加者の視点」から分析し、参加者が魅力を感じるイベントとはどのようなものかを考え、マイプランの作成に着手する。

第4回プログラム

- ワーク 事例紹介
- みんなでランチ なんでもおしゃべりタイム
- グループワーク
- マイプラン作成のコツを知ろう



ワーク：イベントの事例から学ぼう

事例 1 焼き芋大会

「主催者の視点」で、近隣住民の交流イベントを考えよう

毎年参加者が多く集う人気のイベントは、楽しく参加できる工夫があるのでは？と想定し、ある地域の焼き芋大会を例に人気イベントの運営について考察を深めました。

講師からの気づきポイント

- ・ボランティアが「主体的」に動ける仕組みづくり
- ・交流が「活性化」する場づくり
- ・参加者が「自分事」として楽しめる「余白」のあるプログラム

事例 2 防災訓練

「参加者の視点」で、防災訓練について考えよう

防災意識の高まる中、主催者としてどのようなプログラムを用意するか、一般的な防災訓練にどんな要素を加えていくと参加したくなるイベントになるか意見を出し合いました。

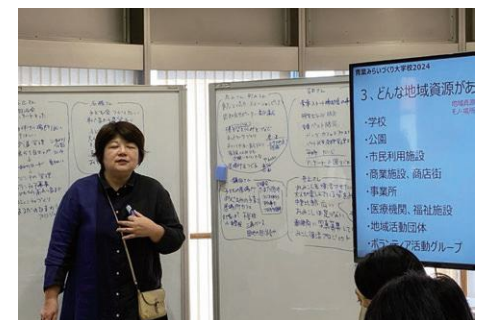
講師からの気づきポイント

- ・災害を想定した「体験」プログラム
- ・防災グッズや防災食の「提供」
- ・消防車の試乗や音楽隊の演奏などイベントとしての「楽しさ」

青葉みらいづくり大学校 2024

参加したくなるイベントのポイント

- ・居心地が良い……誰でも歓迎されるウェルカムな雰囲気づくり
- ・押し付けがない……自主性を発揮できる場面づくり
- ・役割がある……困ったときに助け合える対等な関係づくり



青葉みらいづくり大学校 2024

意識を高めるためのイベント企画

- ・参加することで必要な情報が得られる
- ・実際に役立つ体験プログラム
- ・地域の人と交流できる場づくり

グループワーク：気づきを共有しよう

主催者目線、参加者目線で事例を見てみることで気づくことがたくさんあり、マイプランを作成する際に参考になる意見を共有することができました。



交流イベントを主催する時に考えたいこと

- ・ボランティアが自分から動ける工夫が必要
- ・企画段階からボランティアが参加することが大切
- ・イベント企画は若い世代のアイデアも取り入れたい
- ・参加者を集めるためにどう「面白く見せるか」
- ・主催者は参加者の中につまらない思いをしている人がいないか目配りが必要

参加したい防災訓練ってどんなもの？

- ・実際に被災したらどうなるのかのシミュレーションがしたい
- ・被災することを自分事と考えられる経験が必要
- ・火を消す、非常食を食べる、簡易トイレを組み立て使う、体育館に泊まるなどの実体験
- ・災害時に身近にあるもので一時をしのご飯作り体験など、実際に役立つ体験が求められる



マイプラン作成のコツを知ろう

■マイプランの共有

取り組みたい事業のイメージを1人ずつ発表し共有しました。

■マイプランを作成する際に整理したいこと

1. どんな特徴を持つ地域なのか？
2. 取り組みたい課題は何か？
3. どんな地域資源（人・場所・団体）があるか？

■マイプラン作成タイム

参加者の意識を変えるためのプログラムを地域でどのように実現するかを考え、「マイプランシート」の作成に着手しました。



マイプランの種を形にする

個別相談会

日時：12月14日（土）
10:00～13:00

場所：青葉区役所4階会議室
相談者：4名

希望者を対象に相談会を実施、
マイプランのブラッシュアップ



青葉みらいづくり大学校 2024 マイプランシート		氏名：											
地域	〇〇連合 自治会町内会名：〇〇町内会												
プラン名	みんなの食堂（事業の名前）												
このプランに 取り組む理由	個食の時代、大勢でご飯を食べることで顔見知りが増え……												
プラン内容	高齢世代、子育て世代、子ども世代と一緒に夕食を食べる月1回開催の地域食堂												
こうなったらいいな という地域の未来	食事を共にすることで、地域に顔見知りが増え、気軽に声を掛け合える、ゆるやかにつながる地域にしていきたい												
	連携のイメージ	プラン実施に必要なモノ	あおほスタート補助金										
<input checked="" type="checkbox"/> 自治会町内会	会場の提供、寄付、協力の呼びかけ	<input checked="" type="checkbox"/> 活動場所・会場	<input checked="" type="checkbox"/> 活用したい										
<input checked="" type="checkbox"/> 地域の団体・組織	近隣のNPOとの協働など	<input checked="" type="checkbox"/> 活動資金	<input type="checkbox"/> 相談したい										
<input checked="" type="checkbox"/> 個人・ボランティア	ボランティア募集など	<input checked="" type="checkbox"/> 仲間	<input type="checkbox"/> わからない										
<input checked="" type="checkbox"/> 行政機関（区役所、警察、消防署）	広報や補助金、助言や支援など	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 必要ない										
<input checked="" type="checkbox"/> その他	既存の民間団体、ネットワークとの連携												
実施に向けた大まかなスケジュール（イメージ）													
時期	R6.12月	R7.2月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
取り組むこと		準備会 スタート		ボランティア 募集		補助金 申請		実施		実施		実施	

マイプランシートの記入例



青葉みらいづくり大学校 2024

第5回 <マイプラン>を発信してスタートしよう！

日 時：12月21日（土）10:00～13:00

場 所：青葉区役所 4階会議室

第5回 概要

マイプランを発表し、プランの実現に向けてスタートする。交流会で地域の頼れる味方を増やす。

第5回プログラム

- 第1部 ■ マイプラン発表会
- 卒業式
- 第2部 ■ 交流会
- 第3部 ■ ふりかえり 今後のサポートについて



第1部 マイプラン発表会

各地区連合自治会町内会長、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等の方々をお迎えし、マイプラン発表会を行いました。受講生は、このプランに取り組む理由、実施する内容、こうなったらいいなという地域の未来について発表しました。出席された皆様からは、受講生への応援メッセージをいただきました。

■ マイプランの概要

奈良町連合自治会 石橋さん

子ども会を作ろう

自治会内に子ども会が無いので、子ども達が色々体験でき、親子ともに楽しめ、思い出作りができる場を作りたいです。季節に合わせた催しや高齢者・地域の方との交流の場も設け、年齢・環境にとらわれず、気軽に挨拶でき、いざという時に助け合える地域にできたらいいなと思います。

中里北部連合町内会 井上さん

復活！！おみこしわっしょいプロジェクト！！

幼い頃楽しかった「おみこし」を復活させ、老若男女と一緒に楽しめる思い出をつくるプロジェクトを立ち上げます。大人が本気で楽しむ姿を子ども達に見せたいです。プロジェクトを通じ、地域の歴史や良さを知り、つながりを深め、大人も子どもも安心して暮らせるあたたかい地域にしていきたいです。

美しが丘連合自治会 蒲田さん

子ども手仕事カフェ

家庭以外の場所でほとんどの時間を過ごす子どもが増えています。勉強以外の「暮らす」ことに視点を置いた子どもの居場所を提案します。ふらっと来て過ごすこともでき、手仕事は工作、手芸、調理を月替わりで実施します。子どもが安心して過ごせる、生きる力が育つ地域にしていきたいです。

奈良町連合自治会 辰巳さん

奈良5丁目 みんなでいっしょに作るきれいな町 ○○ロードプロジェクト

町内アンケートで希望が多かったちょっとした休憩場所としてのベンチを設置し、幅広い世代が交流できるコミュニティを作ります。メイン道路に、まずは来夏「はるかのひまわり」ロードをつくり、翌年には住民の意見を聞きながら違う花を植え、継続的に○○ロードを作り、街並みを「みんなでいっしょにつくる」ことを目指します。

恩田連合自治会 中村さん

災害時のお役立ちマップ（AED マップの作成）

助かる命を救うために、AEDは簡単に使用できることをアピールし、AEDの認知を図っていきたいです。田奈駅周辺のAEDの設置場所や災害対応自販機等を記載したマップを作成し、郵便局に掲示します。将来はデータ化して広く情報提供し、地域の方に防災への備えを考えていただく一助になればと思います。

すすき野連合自治会 町野さん 丸山さん

地域を結ぶ～すすき野オレンジネットワークづくり～

高齢化率が高いすすき野地区で、様々な高齢支援の活動と連携し「お困りごと」対策を行います。「すすき野チームオレンジ」（ボランティア）を結成し、困っている人を適所につなぎ、買い物支援や地域の居場所づくりを行います。日常のお困りごとに寄り添い、「温かいぬくもりを感じる地域」にしていきたいです。

青葉台連合自治会 吉田さん

横浜18区内犬の登録数ナンバーワンっ！「あおばペット防災～愛犬編」

もしもの時に家族である愛犬を守るため、「ペット防災認知度アンケート」を実施し、飼い主、非飼い主双方の意見を集めます。防災ミーティングの開催や、獣医師などの専門家と連携して被災時ペット受け入れマップを制作します。「ご近助」で人とペットが共存できる地域防災をつくっていきたいです。



卒業式

卒業式では、久保田学長、中島副学長からご挨拶がありました。久保田学長からは、マイプランの地域での取組にあたって、地域の方々とも連携を図りながら活動を進めてほしいと受講生にメッセージがありました。



発表会参加者からの応援メッセージ（一部抜粋）

- ・高齢化が進む中、地域でネットワークを作ることは大切です。地域全体でこの機運が高まると良いですね。
- ・具体的な取組で分かりやすいです。「助かる人の命」を助ける。大事なことなので、ぜひ推進してほしいです。
- ・子どもたちを取り巻く環境やライフスタイルは日々変化していきませんが、心のよりどころになるような場所になるよう応援します。
- ・幼児期の体験が基盤となっていること。私も同じです。地域行事が減少する中、ぜひ頑張ってください。



応援メッセージをいただきました

第2部 交流会：地域の頼れる味方を増やそう！

活動エリアごとにグループになり交流会を行いました。自己紹介のあと、マイプランの感想を共有し、実現に向けたアドバイスやアイデア、地域情報について活発に意見を交わしました。

第3部 ふりかえり 受講生の感想（一部抜粋）

皆さんからいただいた応援メッセージを読み、講座をふりかえり感想を語り合いました。

色々な方と話をしていくうちに、出来るかもという思いとなり、今は本当に実現したいという気持ちが強くなりました。

皆さんのポジティブな考え方にたくさん触れることができ、悩みや少し弱気な気持ちが前向きになりました。

同じ地域で何かやろうという気概がある方々と会えたことが1番の財産になったと思います。

自分の視野も広げられ角度も変えられたので、日常生活でも生かせると感じました。普通なら出会えない皆さんと会えたことが嬉しかったです。

学んでいくうちに自分がやりたいことが少しずつ見えてきて、自分の成長に繋がったと思います。



講座の感想をシェア！

これからがスタートであり、必ず実施できるようにしたいので皆さん、協力よろしくお願いします。

一緒に学んでいただいた方々と、講師の叱咤激励(笑)のおかげで充実していました。

卒業生の皆さん
応援メッセージを手に



NPO 法人まちラボから



みらい大は、ただマイプランを作成するだけの講座ではなく、講座終了後の実践に向けて、協力できる地域の仲間と出会うための講座でもあります。卒業生の皆さんのマイプランはすでにそれぞれの地域でいくつか実践されています。地域の垣根を超えたネットワークも生まれています。みらい大受講生の皆さんは「地域活動の可能性と楽しさ」をたくさんの方に伝えてくださるメッセンジャーだと感じています。これからも受講生の皆さんの取組を応援していきます。

「令和 7 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 7 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 令和 7 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 6 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1 名 上限 500 万円）
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円（90 日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

3 添付資料

リーフレット「令和 7 年度横浜市市民活動保険のご案内」



4 主な配布先

青葉区総務課、青葉区区政推進課広報相談係、市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 7 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【事業所管課】 市民局地域活動推進課
電話：045-671-3624
【受付担当課】 青葉区役所総務課
電話：045-978-2212

令和7年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和7年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

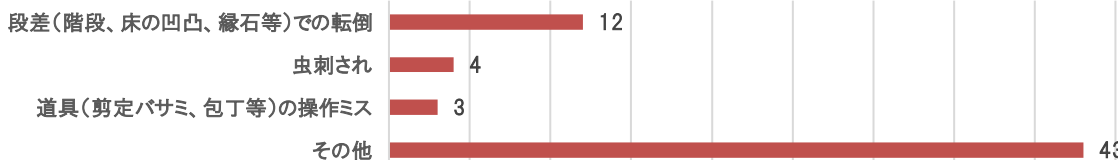
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和6年4月～令和6年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動
(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動(賠償責任事故のみ対象となります)
 - ① 防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通	
・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等	
■賠償責任事故	■傷害事故
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故 ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故 ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損 ・ 活動者の親族に対する事故 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症 ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの ・ 細菌性食中毒 ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故 ・ 重大な過失による事故 ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課)	お問い合わせ・申請先	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
		旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
		泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
		磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
		神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
		金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp